

## 山川都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

（別添のとおり）

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，山川都市計画区域においては，「魅力ある山川をめざして」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

山川都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 . 都市計画の目標                    |   |
| 1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念        | 1 |
| 2 ) 地域毎の市街地像                   | 1 |
| 2 . 区域区分の決定の有無                 |   |
| 1 ) 区域区分の決定の有無                 | 2 |
| 3 . 主要な都市計画の決定の方針              |   |
| 1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針      | 2 |
| 主要用途の配置の方針                     | 2 |
| 土地利用の方針                        | 3 |
| 2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針   | 3 |
| 交通施設の都市計画の決定の方針                | 3 |
| 下水道及び河川の都市計画の決定の方針             | 4 |
| その他の都市施設の都市計画の決定の方針            | 5 |
| 3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針   | 6 |
| 主要な市街地開発事業の決定の方針               | 6 |
| 市街地整備の目標                       | 6 |
| 4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | 6 |
| 基本方針                           | 6 |
| 主要な緑地の配置の方針                    | 6 |
| 実現のための具体の都市計画制度の方針             | 7 |
| 主要な緑地の確保目標                     | 7 |

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

山川都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の南薩地域に位置し、加世田市を起点とし鹿児島市を終点とする国道 226 号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域の一部は、霧島屋久国立公園に属し、特別天然記念物のソテツの自生地で有名な長崎鼻や霧島火山脈による伏目海岸の天然砂むし温泉などの観光資源を有している。

本区域は、こうした海や山の豊富な自然を活かした漁業や農業を基幹産業として発展をとげてきた。なかでも山川漁港は古くから天然の良港として知られ、江戸時代には地形や地質から「鶴の港」とも呼ばれ親しまれてきた。

しかしながら、少子高齢化や過疎化による人口の減少、モータリゼーションの進展に伴う生活圏の拡大等により、地域社会の活力が減退傾向にあり、既存商店街の衰退等の課題が生じている。

このため、今後は既存商店街の活性化、交通の円滑化、居住環境の改善等を図る必要がある。

このようなことから、山川町においては 21 世紀の幕開けとともに「第 4 次山川町町勢振興計画」を策定し、「豊かな自然の恵みを活かし活力に満ちた魅力ある山川」を目指したまちづくりを進めていることを踏まえ、

「魅力ある山川をめざして」

を本区域のまちづくりの基本理念とする。この理念の実現のため、以下の 3 つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### 交通基盤の整備を目指したまちづくり

円滑な交通体系を確保するとともに、安全面にも配慮しながら、利便性の向上を図る。

#### 居住環境の改善を目指したまちづくり

将来都市像に合致した計画的な各種事業の推進や適正な土地利用に努め、周辺環境との調和を考えた居住環境の改善を図る。

#### 自然資源の保護・活用を目指したまちづくり

海や山などの自然が豊かな地域であり、今後も基本的に保全を進めるとともに、自然環境に配慮しながら活用に努める。

### 2) 地域毎の市街地像

#### 福元地域

福元地域の中心部については、戦後まもなく土地区画整理事業(戦災復興事業)が実施され、商業や業務、工業、住宅等が集積した本区域の中心市街地となっていることから、「都市中心核」と位置づける。今後も適切

な基盤整備等によりその都市機能の維持に努めるとともに、県都鹿児島市との交通ネットワークの強化に努める。

#### 小川地域（大山，小川，成川地区）

大山，小川，成川地区等を横断している国道 226 号を広域都市軸と位置づける。広域都市軸の沿道には既存集落や農村公園等が点在し，周辺環境に適した補助幹線道路等の整備が進められている。今後も周辺環境に配慮した都市基盤整備を進めるものとする。

#### 長崎鼻地域（長崎鼻，<sup>おかちよがみず</sup>岡児ヶ水地区，<sup>はまちよがみず</sup>浜児ヶ水地区）

長崎鼻地域は，砂むし温泉や長崎鼻等の観光スポットとして多くの人々に親しみやうるおいを与えていることから，砂むし温泉及び長崎鼻周辺を観光・レクリエーション拠点と位置づけ，これらの資源及び施設の有効活用を図るとともに，自然的環境の保全に努める。

## 2．区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は年々減少しており，今後もその傾向が続くものと予測される。また，本区域の産業についても，製造品出荷額や商品販売額は減少傾向にあることから，急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

一方，本区域の多くの面積を占める農地や自然公園等については，今後も農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法の土地利用規制等により，十分保全できるものと判断される。

以上のことから，本区域においては区域区分を定めないものとする。

## 3．主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要用途の配置の方針

#### a 商業地

商業施設及び業務施設の集積がなされている福元地区の一部を商業地として位置づける。

この地区については，購買力の流出など厳しい状況にあるが，朝市の実施などにより，地域の活性化が進みつつある。

このため官民一体となり，地域サービスに供する地域として，人々が利用しやすい商店街の形成を図る。

#### b 工業地

古くからの鰹の水揚げ基地であり，様々な加工施設及び流通業務施設等が立地する山川漁港周辺を工業地と位置づけ，企業ニーズへの対応や環境面への配慮に努める。

c 住宅地

土地区画整理事業により都市基盤整備が行われ、安全で快適な居住環境を有する福元地区の中南部を住宅地と位置づけ、その維持に努める。

土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

都市基盤整備等が実施され中密度住宅地と位置づけられる地区については、本区域の中でも良好な居住地区であるため、その環境の維持に努める。

b 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

c 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

d 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域は、霧島屋久国立公園に指定され、長崎鼻をはじめとした景勝地が多く、指宿観光圏の重要な区域になっている。

また、福元地域や岡児ヶ水地区、赤水鼻等で国指定天然記念物であるソテツの自生地等もあることから、各種法規制との連携を図りながら、今後もその良好な自然環境の保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、薩摩半島の南端に位置し、区域を東西に横断し南薩地域の主要都市や観光地を結ぶ国道 226 号及び本区域の中心市街地と指宿市とを結ぶ国道 269 号を骨格として道路網が形成されている。

本区域の道路網は概ね整備されているが、交通量の増加に伴う渋滞への対応や、集落地域内の生活道路の整備等が必要である。

さらに、高齢社会の進展及び本区域の主要産業である観光振興の面から、機能性や安全性の向上に配慮した道路整備が必要である。

一方、鉄道、バス等の公共交通機関は、モータリゼーションの進展により利用者の減少が見られるが、住民の高齢化に伴い移動手段としてその重要性が高まっていることから、利用促進を図るとともに、その総合的な交通体系の検討が必要である。

以上のような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針に

基づき整備を図る。

今後の交通需要に対しては、道路の整備と維持を進めるとともに、総合的な交通体系の検討を行う。

幹線道路については、歩道の設置に努めるとともに、生活環境と調和したバリアフリー対策も考慮し、快適性や安全面の向上を図る。

集落内の生活道路等については、防災対策上の観点から整備を進める。

#### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

生活圏の拡大によって今後とも増大する交通需要に対して、広域交通及び地域内交通の円滑な処理を図るため、次の方針により適正に配置する。

| 種 別    | 配 置 の 方 針   |
|--------|---|
| 都市幹線道路 | 本区域内のネットワーク強化を図るため、以下の道路を配置し、整備を図る。<br>都市計画道路 3・6・6 号山下通線<br>県道長崎鼻公園開聞線<br>町道山川児ヶ水線 |

#### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

| 種 別 | 施 設 名                             |
|-----|-----------------------------------|
| 道路  | 都市幹線道路：<br>県道長崎鼻公園開聞線<br>町道山川児ヶ水線 |

#### 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域は、合併処理浄化槽等の設置を進めているが、未だ整備は遅れている。このため、今後は「鹿児島県下水道等整備構想」や「山川町生活排水処理基本計画」に基づき、それぞれの地域に適した排水処理対策を進める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した

安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

市街地等については、「鹿児島県下水道等整備構想」、「山川町生活排水基本計画」に基づき、総合的な排水処理対策を検討する。

また、山川漁港周辺の工業排水等については、概ね10年後を目標に改善を図る。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を進める。

また、山川漁港周辺の工業地においては、海水域への水質汚染の防止を図る観点から污水处理施設の設置を図る。

イ 河川

本区域には、鳴川、清水川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域は、生活圏域が拡大し人々の生活水準が向上しつつあるが、これに伴いごみの種類の多様化や増加が問題となっている。

このため、人々が衛生的な居住環境の下で日常生活を送られるよう、ごみ問題の改善に努めるものとする。

また、今後ともごみの減量化及び分別収集に取り組むとともに、山川町ごみ処理場と指宿広域市町村圏組合での最終処分場の整備を検討する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域は、現在、山川町営ごみ焼却場及び指宿広域市町村圏組合により、額娃町でごみ処理が行われている。



今後は、生活水準向上などに伴うごみの増大に対応して、施設の機能拡充等を検討する。

また、山川町では資源ごみの分別収集にも取り組んでいることから、広域的な枠組みの中でリサイクルプラザの建設などの検討を進める。

イ し尿処理施設

本区域の汚物処理については、現在は指宿広域市町村圏組合指宿し尿処理施設で処理を行っている。

環境への配慮、住民の生活水準の向上のため 既存施設の機能を維持し、広域的な枠組みの中で、必要に応じて拡充を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、戦後の戦災復興土地地区画整理事業を実施している。

現時点では、新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行う。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討をする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は、霧島屋久国立公園に一部指定されており、また国指定天然記念物のソテツの自生地を有するなど自然豊かな区域であり、今後ともその自然環境の保全に努める。

主要な緑地の配置の方針

| 配置計画        | 地域名等            | 概要  |
|-------------|-----------------|---|
| a 環境保全系統の配置 | 海浜部             | 山川漁港から長崎鼻に至る海浜部については、国指定天然記念物であるソテツの自生地や国立公園に指定された良質の自然を有する地域であり、今後も保全に努める。 |
|             | 福元地区及び成川地区の斜面緑地 | 福元地区や成川地区の後背に位置する斜面緑地は、市街地における重要な緑地である。このため、今後もその自然環境の保全に努める。               |

|                   |               |  |
|-------------------|---------------|--|
|                   | 市街地内の緑地       | 良好な社寺林や山川漁港の緩衝緑地については、市街地の環境保全に寄与する緑地であることから、今後も維持に努める。                                |
| b レクリエーションシステムの配置 | 区域全体          | 本区域は、自然資源が豊かであることから、観光・レクリエーション拠点としての形成を図るため、今後もその機能の充実を図る。                            |
|                   | 市街地           | 市街地における公園施設は、身近なレクリエーション施設である。<br>このため、成川公園や農村公園など、今後もその機能の維持に努める。                     |
|                   | 砂むし温泉<br>長崎鼻  | 自然資源を活かした砂むし温泉や長崎鼻については、本区域の貴重な観光資源である。そのため今後も現状の維持に努める。                               |
| c 防災システムの配置       | 区域全体          | 防災対策上重要な避難路の確保と幹線道路については、歩道や緑地帯の設置等を検討していく。  |
|                   | 福元地区及び成川地区の斜面 | 急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられる箇所については、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。                                     |
|                   | 山川漁港          | 山川漁港は台風時には避難港として利用されるなど、災害時等の緊急時における海上ルートによる避難救助輸送を行ううえで、重要な役割を果たしていることから、その拠点の整備を進める。 |
| d 景観構成システムの配置     | 区域全体          | 本区域には、多くの景勝地等がある。自然景観に限らず市街地における景観も配慮して、景観の保全に努める。                                     |

#### 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域の海浜部及びその周辺の樹林地等は、必要に応じ風致地区等の指定も検討し、今後ともその自然環境の保全に努める。

また、本区域の都市公園等については、今後もその機能の維持・向上に努める。

#### 主要な緑地の確保目標

##### a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

| 種 別 | 名 称 等         | 規 模     |
|-----|---------------|---------|
| 公園等 | (仮称)小川ポケットパーク | 約0.1 ha |
| 公園等 | (仮称)徳光ポケットパーク | 約0.1 ha |

##### b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

# 山川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

